

■申請に必要な書類

	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書（様式）	●※2	●	●	●	●
受診証明書（様式）	●※3				
領収書等	●※4				
診断書（様式）		●※6	●※6		
死亡診断書、 死体検案書等				●※10	●※10
埋葬許可証等					●※11
接種済証	●※1	●※1	●※1	●※1	●※1
診療録等	●※5	●※7	●※7	●※12	●※12
住民票		●※8		●※14	
戸籍謄本等		●※9		●※13	●※13
その他				●※15 請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合	
※16 経過等記録書	●	●	●	●	●

【注意事項等】

給付の種類	注意事項等
共通	※1 受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証又は母子健康手帳の写し
医療費 医療手当	※2 医療費・医療手当請求書：通院・入院日数の欄が足りない場合は、任意で別紙を作成することも可
	※3 医療機関又は薬局等で作成された受診証明書 ※4 医療に要した費用の額及び日数を証する領収書等の写し ※5 疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む。）の写し。また、複数の医療機関を受診している場合、それぞれの医療機関について提出が必要） ただし、予防接種による、アナフィラキシー等の即時型アレルギーで、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したもの（ただし、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は診療録の写しが必要です。）に係る請求限り、医療機関で様式3の記載を受けて提出すれば、診療録等は不要。
障害児養育年金 障害年金	※6 障害児養育年金の給付を受けている方が障害年金の申請を行う場合は18歳の誕生日以降に作成された診断書であること
	※7 障害児・者が予防接種法施行令別表第1、2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む。）の写し
	※8 障害児の属する世帯全員の住民票の写し
	※9 障害児を養育することを明らかにすることができる戸籍の謄本、抄本又は保険証の写し
死亡一時金 遺族一時金 遺族年金 葬祭料	※10 死亡した者に係る死亡を証する死亡診断書又は死体検案書等の写し
	※11 請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証、火葬許可証又は葬儀案内状等の写し
	※12 予防接種をうけたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む。）の写し。
	※13 請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の書類
	※14 死亡一時金・遺族一時金：請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の写し
	※14 遺族年金：請求者が死亡した者の死亡当時その者によって生計を維持していたことを証する住民票等の写し
	※15 請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者（内縁関係にあった夫及び妻）双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面

※16 経過等記録書は、国への申請書類ではありませんが、調査・審査にあたり、健康被害の状況等を確認させていただく必要がありますので、ご記入をお願いいたします。